

県と市町村とのまちづくりに関する連携協定について

1. 趣旨

- 人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者をはじめとする住民が安心できる健康で快適な生活環境を実現することが重要であり、地域性を活かした、賑わいのある住みよいまちづくりを進めるためには、その中心となる拠点への都市機能の集積や低未利用地の活用など、拠点を再整備することが必要。
- 県は、広域的な観点から、地域創生に資する、駅、病院、社寺、公園などの拠点を中心としたまちづくりを進め、その特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化することによって、県全体として総合力を発揮する都市形成を目指す。
- まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、その方針が県の方針と合致するプロジェクトについては県と市町村で連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施。

2. 連携協定の必要性

県管理施設の改修や県有地の活用などの県事業と市町村のまちづくりを一体的に検討すること

3. 連携協定の基本的な進め方

プロジェクトの進捗にあわせ、段階的に以下の協定を締結し、市町村のまちづくりを支援。

①包括協定【市町村単位】

- まちづくり基本構想の策定を目指す。
- 協働での基本構想策定等、県から市町村に対し、技術支援を実施。

②基本協定【地区単位】

- 基本構想に基づき、事業計画等を策定し、事業内容や事業主体の決定を目指す。
- 事業手法の紹介や関係機関との調整を円滑に進めるための支援など、技術支援を実施。

③個別協定【事業単位】

- 市町村事業に対し、県費補助や県有資産の譲渡額減額など、県が財政支援を実施。

